

## 別表

### I 掲載基準

以下の（１）（２）のいずれかに該当すると認められる場合は、掲載しないこととする。

#### （１）情報の内容に関する基準

- ① 公序良俗に反するもの
- ② 法律、法令又は条例に違反するもの
- ③ 政治的、宗教的活動に関する宣伝、勧誘等を意図するもの
- ④ 高知県教育委員会、当サイトの他の利用者、及びその他第三者に損害を与える、又はそのおそれがあるもの
- ⑤ 当サイトの運営に支障をきたすもの
- ⑥ その他、高知県教育委員会が掲載が適切でないと判断するもの

#### （２）掲載依頼元に関する基準

- ① 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- ② 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- ③ その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者という。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- ⑤ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- ⑦ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- ⑧ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- ⑨ その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- ⑩ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## II リンクに関する基準

当サイトと掲載依頼先のHP及び当該HPの申込みページとのリンクは、営利・非営利を問わず、原則自由とするが、当該HPにおいて以下のいずれかに該当するか、またはそのおそれがある場合は、リンクさせないこととする。

- 1 高知県、各市町村または他社（者）・他団体を誹謗中傷したり、信用失墜を意図する内容を含む場合
- 2 高知県、各市町村または他社（者）・他団体の著作権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシーもしくは肖像権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある場合
- 3 フレーム内で本ホームページが展開されるなど、高知県生涯学習ポータルサイトのコンテンツであることが不明確となり、第三者に誤解を与える可能性がある場合
- 4 上記各項目のほか、法律、条例、規則を含む法令または公序良俗に違反する行為、当サイトの運営を妨害するおそれのある場合
- 5 高知県及び高知県教育委員会が保有するロゴやマークなどを無断で用いてリンクを設定する場合
- 6 情報発信元を誤認させるような形でリンクを設定する場合